



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
3月12日  
第189号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨(森林保全課).....	1
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課).....	2
公共測量実施公告(監理課).....	2
随意契約の相手方決定の公告(防災危機管理局).....	2
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(甲賀).....	3
土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除(甲賀).....	3

## 告 示

### 滋賀県告示第170号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東近江市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第171号

令和2年滋賀県告示第336号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市木之本町大音字上尺

丈477、477-1、字ウエ901、字大門山1468、1486、1494、1502、字加賀山1487、1488、1514、1514-1、字尺丈山1541、1569、1573、1574

2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第336号のとおり

#### 滋賀県告示第172号

令和3年滋賀県告示第54号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多賀町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 犬上郡多賀町大字小原字北坂262、263
- 2 通知の内容の要旨 令和3年滋賀県告示第54号のとおり

### 公 告

#### 国土調査の成果の認証公告

甲賀市水口③地内における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 甲賀市
- 2 調査を行った時期 平成25年12月から平成29年2月まで
- 3 成果の名称 甲賀市水口③地内の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 甲賀市水口町水口、宮の前、鹿深の各一部
- 5 認証年月日 令和3年3月1日

#### 国土調査の成果の認証公告

近江八幡市東町地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 近江八幡市
- 2 調査を行った時期 平成29年6月から令和2年2月まで
- 3 成果の名称 近江八幡市東町地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 近江八幡市東町の一部
- 5 認証年月日 令和3年3月1日

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地図情報レベル500 航空レーザ測量による河川測量)
- 2 作業の地域 東近江市今町、種町、神郷町、五個荘和田町、五個荘小幡町、彦根市下稲葉町、服部町、愛知郡愛荘町山川原、長野、愛知川
- 3 作業の期間 令和3年2月10日から令和3年6月30日まで

#### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和2年度滋賀県防災情報システム等更新整備業務一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県知事公室防災危機管理局 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3436
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年1月8日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本無線・中電技術コンサルタント・ほくつう特定業務共同企業体 代表者 日本無線株式会社関西支社 支社長 加藤和広 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
- 5 随意契約に係る契約金額 131,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

### 環 境 事 務 所 告 示

#### 滋賀県甲賀環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和元年滋賀県甲賀環境事務所告示第2号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和3年3月12日

滋賀県甲賀環境事務所長 小 西 英 明

- 1 指定を解除する区域の所在地 甲賀市水口町笹が丘1番3の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

#### 滋賀県甲賀環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和元年滋賀県甲賀環境事務所告示第1号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和3年3月12日

滋賀県甲賀環境事務所長 小 西 英 明

- 1 指定を解除する区域の所在地 甲賀市水口町笹が丘1番2の一部および1番3の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

